

◆◇フレンドホームを募集しています！◇◆

お申込みから 交流までの流れ

① 児童養護施設、乳児院に連絡

② 施設へ申請書の提出

③ フрендホーム担当職員による
家庭訪問

④ フрендホーム登録

⑤ 子どもの紹介、交流の開始

社会福祉法人 二葉保育園
二葉学園

東京都調布市上石原2-17-7
TEL(042・482)2578 〒182-0035

～フレンドホーム文集より～

子どもの声



私にとって冬休みは、かけがえのないお休みです。冬休みと言えばやっぱりお泊りに行くこと。だって楽しいし、やさしいし、おもしろい。だからフレンドホームって好きなんだ。(Mさん)

フレンドホームさんの声

子育ての経験がないので、戸惑うこと
も沢山ありますが、施設の職員の方々にも
恵まれ質問や相談にのっていただき、問題を
初期段階でクリアできています。

まだ駆け出しの状態ですが、この子を通して「子宝」と「目に入れても痛くない」という言葉の意味を夫婦そろって知ることができ、嬉しく思っています。
可愛い寝息を聞きながら、この原稿を書けるあたたかな時間に感謝して…。(Aさん)

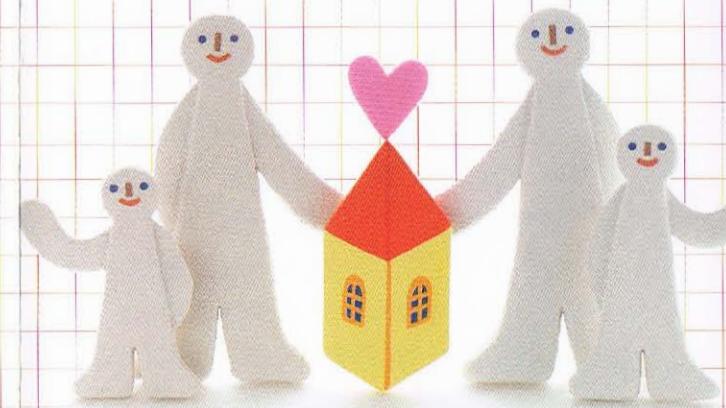
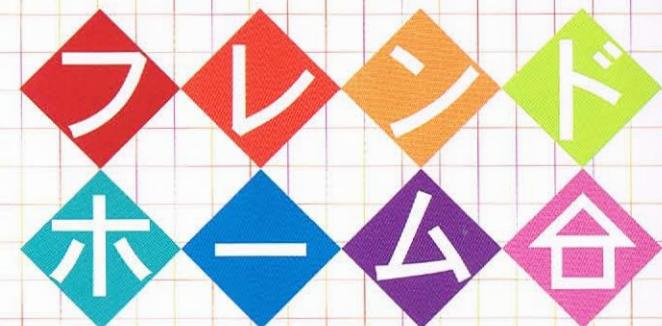
◆◇フレンドホーム制度のお問い合わせは◆◇

東京都福祉保健局少子社会対策部
育成支援課里親担当

電話 03-5320-4135
FAX 03-5388-1406

こちらのホームページもご覧ください。
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ikusei/youiku/index.htm>

登録番号(19)264



R100

東京都福祉保健局

フレンドホームをご存知ですか？

児童養護施設や乳児院(以下「施設」という。)には親の離婚、病気、出産、親からの虐待など、様々な事情により家庭で生活できない多くの子どもたちが生活しています。



このような子どもたちを、学校がお休みの期間などに、皆様のご家庭で数日間お預かりしていただくのが「フレンドホーム」です。

～フレンドホームになるためには 次の条件を全て満たす必要があります～

- (1) 都内にお住まいの方
- (2) 申込者の年齢がおおむね25歳以上65歳未満で、20歳以上の同居家族がいること。
- (3) 家族の皆さんが児童福祉に熱意と愛情をもっており、フレンドホームの期間中、子どもの養育に専念できる方がいること。
- (4) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上で、家族構成に応じた広さがあること。
- (5) 子どもを預かることで、家庭に支障が起きないこと。
- (6) お預かりいただく子どもを施設まで送迎できること。

※ 詳しくは、ホームページをご覧いただくか、お電話でお問い合わせください。



Q 子どもとうまくいくか心配です。

A 交流の開始前に施設を訪問していただき、子どもと話しをしたり、一緒に遊んだりすることから始めていただきます。



Q 何才くらいの子どもと交流するのですか？

A お預かりいただく子どもは、都内や近県の施設で生活している、おおむね1歳から12歳ぐらいの子どもです。

Q 子育ての経験がなくても、 フレンドホームになれますか？

A フレンドホームの条件を満たしていれば、子育ての経験がなくても登録することができます。

Q 家に迎えたときは、どこかへ連れて行かなければいけないのでしょうか？

A 日常の家庭生活を体験することが大切なので、ご家庭のご都合にあわせてくださつて構いません。